都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

| 補助金等の名称 | 事務を行う都道府県 | 都道府県が行う事務の内容 |
| --- | --- | --- |
| （項）社会保障等復興政策費<br>（目）緊急雇用創出事業臨時特例交付金（福島県に係るものを除く。） | 福島県 | 一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理<br>二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等<br>三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理<br>四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知<br>五　法第八条の規定による決定の通知<br>六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知<br>七　法第十二条の規定による状況報告の受理<br>八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知<br>九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知<br>十　法第十四条の規定による実績報告の受理<br>十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知<br>十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知<br>十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理<br>十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知<br>十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知<br>十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知<br>十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等 |

**○厚生労働省告示第二百五号**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十六年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

平成二十八年四月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表補助金等の名称の欄中

「老人保健事業推進費等補助金
医薬品・医療機器薬事戦略相談推進事業費補助金」を「老人保健事業推進費等補助金」に、「子育て支援事業設備等補助金
復旧支援事業費補助金
児童健全育成対策費補助金」を「医療研究開発推進費補助金
国立感染症研究周辺安全対策等補助金」に、「医療研究開発推進事業費補助金」を「復旧支援事業設備等補助金」に改める。

**○厚生労働省告示第二百六号**

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条の三第一項の規定に基づき、次の病院につき臨床研究中核病院と称することについての承認をしたので、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第六条の五の二第四項により告示する。

平成二十八年四月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

| 名称 | 所在地 | 承認年月日 | 承認の効力発生年月日 |
| --- | --- | --- | --- |
| 学校法人慶應義塾大学病院 | 東京都新宿区信濃町三十五番地 | 平成二十八年三月二十五日 | 平成二十八年三月二十五日 |
| 国立大学法人東京大学医学部附属病院 | 東京都文京区本郷七丁目三番一号 | 平成二十八年三月二十五日 | 平成二十八年三月二十五日 |

**○経済産業省告示第百二十三号**

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十一日

経済産業大臣　林　幹雄

| 学校の名称 | 学部・学科名 | 備考（適用期間） |
| --- | --- | --- |
| 学校法人松韻学園松栄高等学校 | 電気科（全日制課程） | 平成二十六年三月三十一日まで |